

令和2年第3回教育委員会議事録

令和2年2月10日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年2月10日(月)午後2時00分～午後3時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹
就学前教育支援センター長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
所

済美教育センター統括指導主事 東口 孝正 済美教育センター統括指導主事 古林 香苗

済美教育センター教育相談担当課長 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第12号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成30年度分)」について
- 議案第14号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について
- 議案第15号 令和2年度杉並区立小中学校の学級編成方針について
- 議案第16号 杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について

(報告事項)

- (1) 杉並和泉学園の通学区域の指定等について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成31年度(令和元年度)学力等調査の結果について
- (4) 平成31年度(令和元年度)体力等調査の結果について
- (5) 「令和元年度杉並区立図書館運営状況報告書」について

目次

議案

議案第12号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第13号	令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成30年度分)」について	5
議案第14号	杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について	30
議案第15号	令和2年度杉並区立小中学校の学級編成方針について	11
議案第16号	杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について	13

報告事項

(1) 杉並和泉学園の通学区域の指定等について	14
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	17
(3) 平成31年度(令和元年度)学力等調査の結果について	17
(4) 平成31年度(令和元年度)体力等調査の結果について	21
(5) 「令和元年度杉並区立図書館運営状況報告書」について	23

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和2年第3回杉並教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてございますが、議案5件、報告事項5件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第12号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

また、議案第14号につきましては、人事に関する案件でございます。

従いまして、同法第14条第7項の規定により、議案第12号及び議案第14号の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。それでは、他の議案の審議を行います。

庶務課長、お願いをいたします。

庶務課長 それでは、日程第2議案第13号「令和元年度『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成30年度分)』について」を上程いたします。

それでは、説明いたします。

本件につきましては、7月24日第11回教育委員会定例会において実施方針の決定を頂きました。その後、学識経験者と2回の意見交換などを含め点検評価を行い、報告書案を作成いたしました。

それでは、報告書の内容についてご説明いたします。

1 ページの「3」をご覧ください。

今回、ご協力頂いた学識経験者は、昨年引き続き東京大学大学院の牧野教授にお願いし、もう一方生涯学習分野での研究や現場でのご経験等を踏まえ、新たに国立教育政策研究所生涯学習政策研究部の志々田総括研究官にお願いをいたしました。

2 ページをご覧ください。

5の進め方ですが、「子どもの学びにとってどのような成果があったか」という教育行政本来の視点と共に、学びの支え手である大人自身の

学びについても考察を行いました。また、各事業を一体的・構造的に捉える領域として昨年度から取り入れた「学び、人材と組織、施設・設備、行財政」の4領域別に分類し、各領域で明確化した目的と具体化した目標を設定し、寄与度が高い主な事業を選定しました。

4ページの表が、領域別に選定した関連する主な事業、及び領域を超えた関連性を示したものでございます。対象としなかった事業については、昨年同様、進捗状況等を網羅的、かつ、定量的に評価を行う区の事務事業評価に委ねることとしております。

5ページをご覧ください。第2は主題に関わるこれまでの取組概要です。

教育委員会では、これまで、生涯学習・社会教育の振興を図るとともに、地域と共に在る学校づくりを目指した様々な事業・取組と相互連携を図ってきました。かつて杉並の公民館から始まった水爆禁止署名運動の市民性の高さは、地域の連携や協働へと広がりを見せ、学びのまち・杉並の実現に向かう現ビジョンの素地となって今日まで継承されています。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3として4領域ごとに点検評価を行っております。

構成ですが、まず領域の目的別に関連する事業の概要及び実施状況を記載しております。そして、その目的における成果を確認し、課題と今後の取組の方向性について、次期ビジョンにつながるようまとめています。

また、今年度は、9ページの中央のように「関連する他領域の主な事業・取組」の欄を新設し、より構造的に領域に関連する事業があることを記載しました。

今回は、この分野における定量的なデータが少ないため、各事業の主な成果をできる限り事例に基づいた記載に努めるとともに、学びの支え手である大人の学びについても、JTE、学校司書、CS委員など様々な関係者13人にインタビューを行うことで考察を深め、成果や効果の確認に努めました。この後の領域ⅡからⅣまで、同じ構成で作成しております。

37ページをご覧ください。

領域別評価を基に、総括評価を作成してございます。

ここでは、1回目の学識経験者の意見等を踏まえ、自己評価を総括し

ました。

地域の大人との多様な関係性から自己効力感が生まれるなど好循環の関係が確認できたこと、また、学校教育と社会教育の関係において、学びの成果の継承や還元など世代を超えた学びの循環があることが確認できました。

一方で、義務教育終了後を見据えた小中学校の教育の在り方を考える必要があること、また、学校など教育施設を誰もが気軽に使えるよう、学校が全ての責任を負うのではなく、複合化・多機能化を見据えた運営について今後の課題であると認識をいたしました。

42ページをご覧ください。学識経験者お二人から貴重な意見等を頂戴しました。

牧野委員からは、今回の主題の設定及び4つの領域の設定による進め方について評価を頂き、また、志々田委員からは、次期ビジョンの策定に向けた現状分析のプロセスとしての取組であるとの評価を頂きました。

一方で、牧野委員からは、学校と地域との連携・協働を基本としながら「地域」の概念が曖昧であることに加え、「学びは、住民自治の基盤であり、故に教育行政は一般行政に優越すべき」とのご意見を、また志々田委員からは「学校教育、社会教育での学習成果を一般行政の課題に積極的につなぎ、誰もが活躍しやすい多様なまちづくりに活用していく役割が教育行政にはある」など、いずれも今後の教育行政の在り方について貴重な指摘を頂きました。

これらの点については、令和2年度から検討が始まる杉並区基本構想との整合を図りながら、次期ビジョンを策定する中で、「人生100年時代」や「超スマート社会・Society5.0」の到来なども視野に入れ、教育行政を取り巻く環境の変化を踏まえて検討してまいります。報告書案の内容につきましても、以上でございます。

それでは議案にお戻りいただき、今後のスケジュールですが、第1回区議会定例会の文教委員会で報告し、教育委員会のホームページに掲載してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

久保田委員 4領域で点検・評価をしていくということが、この期間、定着してきているかなと改めて思いました。しかも今回はテーマが「生涯にわたる学び」として、学校教育に限らず、とても広い範囲においてやっているということで、とても大事なところを取り上げられていると思いました。

そんな中で、ややもすると今までは学校から地域連携の視点で、学校が地域と共にと言った時には、どうしても学校サイドからする、言わばWinの関係というか、それがどうしても色濃く出てしまうということがあったかなと自分自身も反省しております。考えて見ると、今回の報告書の中に記されていますが、学校だけがWinではなく、学校も地域もお互いWin-Winの関係を作り上げていくということが、これからとても大事なことです。その辺が出てくるのが良いところかなと思いました。

ちょうど2年前に井荻中学校区の地域教育連絡教育懇談会でしたか、それに出たことがあったのですが、その時に思ったのがチーム学校というのは当たり前どこでも言っていると。そこに集まった人たちは、学校的には桃一小と四宮小と井荻中の3校だったのですが、色んな地域の方々を含めて、チーム学校は当たり前。大切なのはチーム囲炉裏、まさに地域一体となった取組が大事なのだとおっしゃっていて、私もなるほどと思った経験があります。

そういった点では、「学校づくりはまちづくり」というところでも、お互いの関係性を、より良い関係を作り上げていくということがこれから大事になってくるんだなと思った次第です。

今でも杉並の中で学校差、地域差、現状としては色々あると聞いております。実際に学校運営協議会の委員の方々から、地域の自分たちが学校に入ること、何ができるのだろうかという謙虚なお声も聞いたこともあります。地域の人が入って、学校にとって良いことなのか、何ができるのかとおっしゃる声も聞いています。

それから、学校と地域の関係づくりというのは当たり前に語られていますが、考えて見ると、子どもと地域の関係づくりを取ってみても、言葉では簡単ですが、難しい面もあって、その辺もこれからどう取り組んでいくか。また、行政の側からどういうバックアップ、サポートができるのかということを考えていけたら良いなと思っています。以上です。

庶務課長 ありがとうございます。今のご指摘にあったように、志々田先

生からも、「学校づくりはまちづくり」というのを逆向きに見て、「まちづくりは学校づくり」という発想も必要ではないかというご指摘がありました。学校だけがWinではなく、地域にとってもというところ、先ほどもお話をしましたが、今度は牧野先生から「その時の地域という概念を曖昧ではなく、もう少し精緻化をして言う必要があるだろう」と。子どもにとっての地域といった時に、茫洋とした地域ではなく、どれくらいの顔の見える距離なのかとか、極端に言うと、誰のことなのかと。隣のお家のおじさんのことなのかと。それくらい精緻化していかないと、「地域にとって子どもは」といっても、虚しい、という誤解がありますが、子どもたちの居場所ということで、牧野先生はご指摘を頂いたのかと学識経験者評価を読んでいて私も思いました。

この辺りは、更に新しいビジョンを作っていく時の、これからの10年、20年の課題としてもう一度読み解いていかなければいけないと思っています。

教育長 今の久保田委員の指摘を踏まえると、子どもの地域の関係というのは、ともすると地域行事に参加するとか、地域のお祭りに関わるとかという文脈でずっと言われてきているが、実はそういうことじゃないのです。日常の中に自分がどう収まっているかということ、子ども自身が捉えることができるようにしていかないと、いずれ地域の主権者になるわけだけれども、どこかよそよそしいまま大きくなっていく。では何か困難な課題に遭遇させて、意地悪く考えさせればいいのかと言うと、そうでもない。今度は日常化と言うと日々の挨拶とか、道路のお掃除とか、清掃活動とかとなりますが、そういうことじゃないんです。行事に参加するといったイベント的なものでもなければ、何か挨拶とかお掃除とか、そこに意味を含ませたようなものをさせるのではなく、日常の中に自分の住んでいるところがどういうところで、自分はどういう関わりを持って、どういう存在なのかということが、自覚できるような働きかけをしていく必要があると思うのです。

だから、地域の教育力とか、家庭の教育力とかひとくくりにするけど、地域の教育力というのはあまりにも匿名性が高く、あたかもどこかの地域が教育力を持っているかのように言われるけど、元々地域というのは、教育力を持っているわけではない。そこに生きて住んでいる人たち、その人たちが関係を持っている自然とか、社会の様々な関わりなど、総体

が教育力を持っているのであって、「地域の教育力が衰退化していく」「教育力とは何ですか」と言うと、「昔は小言を言ってくれる大人がいた」「昔は困っていたら声をかけてくれる年寄りがいた」「今はそういうのがない」という。実はそんなものは教育力でもなんでもない。日常の中の人間関係とか、希薄さがもたらしたのは声掛けとか、助け合いというレベルではなく、社会そのものが脆弱化してきていて、その中でどう関わっていくのかということを見ていかないと。地域の教育力を回復するために挨拶運動をしましょうとか、汚れているところをみんなで掃除しましょうとか、別に悪いことじゃないけど、それが地域の教育力を回復するという全てじゃない。そこを間違わないようにしていかないと。お上が「それをやりなさい、これをやりなさい」、「地域というものはこういうものだから、それを再生するためにこうしなさい」という施策を間違っただち出しかねない。そこは注意しなければいけないと思います。

庶務課長 ありがとうございます。今回の点検・評価でご指摘頂いたように、大人も学んで成長していくという部分、僕らはこの間点検・評価といえ、やっていることはどうだったのかと常に見てしまう癖があったところから、13名のインタビューを通して、大人の方たちも学んでいるということが分かったということは非常に有益だったと理解をしています。

そして、今の教育長のお話ですと、そのことを地域とは言いませんけれど、その関わる人たちとどういうふうに緩やかにつながっていかなければいけないのかということをもう1回改めて考えていく、そういうきっかけになったと理解しています。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 今回の評価が基盤になっていると思いますが、昨年からの形に具体化した形で、昨年ICTだったかと思いますが、分析の形で、具体化されていくことによって、牧野先生、志々田先生からのご意見も具体的に分かりやすい形で理解されるようなものになってきたということは、そもそも分析が大変構造化されてきたことによって生まれた結果だと思って、とても評価できると思います。

その具体化されたことによって、見えたものが、今回の杉並がやっているビジョンの最後の締めくくりにもつながりますし、次のビジョンへ

の足掛かりにもなるということ、確信を持って、色々なご意見もありましたが、土台作りとして大変意義がある分析だったのではないかなと思っています。

お二人の先生からのご意見もあり、またそれに対して2回以降、会議をもっていらっしゃるよね。そういった姿勢もとても前向きだなと感じました。

アンケートの方々のご意見も入れながら分かりやすくというところも、読んだ方には伝わりやすかったのかなと思っています。

大変期待できる内容で、今後このようなスタンスがとても大事だと感じています。ありがとうございました。

庶務課長 昨年から、4領域という形で、主題の焦点化ということで取り組んでいます。成人期というところで、更に令和2年度については、就学前教育に着目をしていくことで、9月に就学前教育支援センターができたこともですが、一巡といたしますか、1つの循環ができ上がってくる。教育委員会の中で一通り眺めて、その振り返りから次のビジョンへつなげていきたい。この2年間取り組みましたので、引き続きブラッシュアップをかけていきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第13号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第13号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第4議案第15号「令和2年度杉並区立小中学校の学級編成方針について」を上程します。

学務課長からご説明します。

学務課長 それでは、私から、議案第15号「令和2年度杉並区立小中学校の学級編成方針について」ご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編成は公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、東京都が定める基準を標準として杉並区で学級編成を行うこととしています。

まず、東京都の学級編制基準ですが、小学校について第1学年は1クラス35人、第2学年から第6学年は1クラス40人が基本でございます。

中学校については第1学年から第3学年まで、1クラス40人が基本でございます。

これに対して、杉並区の学級編制について。小学校ですが、議案の1番の(1)をご覧ください。第1学年から第6学年までを1学級35人の学級編制といたします。ただし、教室不足など、学校運営上支障がある場合には、35人の学級編制によらず、東京都が定める基準に基づき、学級編制を行って参ります。

次に議案の(2)の中学校について。1学級40人の学級編制としますが、第1学年については1学級の平均生徒数が35人を超える場合には、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編制できるとしております。なお、中学校の学級編制については、東京都と同じです。

最後に実施月については、令和2年4月1日としています。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 今、この時期、各学校、4月からの新年度の準備ということで、着々と進めていることと思いますが、特に学級編制は毎年色々な悩みの種になるところだと思います。

実際にここにもありますように、「小学校で学校運営上支障がある場合、この限りでない」という。実際に困難な、そういった状況にある学校とか、学年・学級等ほどの程度あるか教えていただければと思います。

学務課長 天沼小学校ではかなり児童数が増えている関係で、学校の教室としてトイレを改修したりして、学級数を増やしていますので、35人が入れない教室があります。そういうところは少なくするのですが、逆にその教室を使うために天沼小学校では、35人を少し超えて、37人くらいで1クラスやっているところがあります。

多分、天沼小学校だけかなと考えています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第15号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第15号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第5議案第16号「杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について」を上程します。

生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、私からは議案第16号「杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について」ご説明いたします。

本議案は、文化財保護審議会の答申を得た有形文化財を杉並区文化財保護条例の規定により、指定及び登録するものです。

議案第16号の2枚目をご覧ください。

今回は入澤達吉関係資料(日記類)47点を有形文化財として指定するとともに、角川源義所蔵美術資料26点を登録するものです。

3枚目以降が、参考資料です。

1点目の入澤達吉関係資料(日記類)は、医師・入澤達吉の生涯の大部分を網羅する日記類で、詳細な個人の伝記的叙述というだけではなく、個人を通じて、近世・近代の知識人の行動様式や、思考法を伺い知ることができる貴重な資料であるため、杉並区有形文化財(歴史資料)として、新たに指定するものです。

2件目の角川源義所蔵美術資料は、文学者で出版人でもある角川源義が幅広い人的関係を通して収集した、人物史的資料としての意義が大きい美術コレクションであるため、杉並区有形文化財(歴史資料)として、新たに登録をします。

詳細については、参考資料をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

教育長 先般の登録文化財の指定に関わる中で、委員から指摘されたデジタルデータ化をしていく、それを公開できるようにしていくことが望ましいというご指摘がありました。今まで、マイクロフィルムとか色々な

方法で保存をしてきて、これからというか、理念はデジタルデータに置き換えていくということなのでしょうけども。

区が所有する文化財、区が預かっている文化財の中で、紙のようなものはデジタルデータで置き換えていくということは、簡単と言うと語弊がありますが、意味があるけれども、立体的なものとか、もっと大きなものとか。形態は分かるが、それを超えられるものではないと。だとすると、入澤達吉の資料のようなものをデジタルデータに置き換えていくとなると、だいたいどれくらいの予算がかかるのですか。

生涯学習推進課長 実は入澤達吉関係資料は今回日記類だけ、47点を指定していますが、全体の総数は1万点に及ぶ資料です。

そのほとんどが紙資料というか、立体的ではない資料ですが、もし仮に全点、デジタルにして検索機能等をつけて、すぐに見られる状態になるとなると、数百万円の単位の予算が必要になるかと思います。

教育長 前回からの指摘からすれば、そういう形でたとえ多少のお金がかかっても、安全な形で保管をして、閲覧にする。原点を閲覧するのではなく、それに代わる形で閲覧できるようにしていくのが望ましいという指摘がありました。全ての文化財をそのようにしていく。難しいところ。しなくちゃいけないとは思いますが、そう簡単に全てできるというわけでもない。苦しいところです。

生涯学習推進課長 これまで区の古文書類は、先ほど教育長からご指摘があったようにマイクロフィルム化して保存をしています。

時期に応じて記録媒体が異なっていることもございますし、今までマイクロであったものもデジタル化するのかなど、総合的に判断する必要があるかなと思っています。

教育長 遅かれ早かれ、克服しなければならない課題の1つではあると思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、議案の採決を行います。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第16号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第16号につきましては、原

案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並和泉学園の通学区域の指定等について」、学務課長からご報告いたします。

学務課長 それでは、杉並和泉学園の通学区域の指定等についてご報告いたします。

杉並和泉学園は、27年 4 月に開校をしましたが、開校前の平成 22 年から 26 年まで、地域の方や、学校関係者の方で懇談会を開きました。4 年 6 か月に及び、28 回、懇談会を開催しました。

その中で、小と中の通学区域が違うということは認識していたのですが、開校後一定の就学状況を見て整合性を図りましょうということになっておりました。

そのため、今年度、通学区域の指定に関する懇談会を新たに設けまして、7 月から懇談会で検討を開始しました。懇談会については、3 回実施をしました。

その後、11 月に保護者説明会等も開催し、意見を聴取して、その内容を踏まえ新たな通学区域及び特例措置の案を以下のとおり、取りまとめたので報告します。

1 番は、通学区域の指定に関する基本的な考え方なのですが、小中一貫教育を更なる推進に資する観点から、これまでの保護者や学校関係者等の意見を踏まえ、小学校と中学校の通学区域の整合性を図る。2 点目が、具体的な通学区域は、平成 27 年度以降の児童・生徒の就学実態を考慮する。3 点目が、新たな通学区域指定後における、杉並和泉学園及び隣接する小中学校の児童・生徒、学級数の推移と共に、普通教室等の施設状況を踏まえ、それらの学校の適正規模の確保にも配慮するという考えのもと検討しました。

2 番が、指定通学区域(案)及び決定時期です。指定通学区域の案ですが、下記のとおり、図で示しています。プリンターの関係で色が分かりづらいのですが、赤く囲んでいる A と C の地域が和泉中の通学区域です。現在の通学区域です。表示では青となっていますが、図では緑の A、B、D が現在の新泉和泉小の通学区域です。新たな通学区域として、A と B の黄色に塗ったところが新たな通学区域の案です。理由は、これにより小中学校の通学区域が整合します。B 地域、少し小さいのですが、中学校は大宮中の通学区域であるが、小学校の通学区域が新泉和泉小である

こともあり、多くが特例措置を利用して和泉中に就学している実態がございます。杉並和泉学園及び隣接の小中学校の適正規模の確保も見込まれます。このような内容が新たな通学区域です。

裏面に行ってください、指定通学区域の決定時期ですが令和2年度に決定します。令和2年度は通学区域変更の周知期間とし、新指定通学区域の適用は令和3年4月からといたします。

4番に今後のスケジュールを載せています。2月18日第4回の懇談会を開催し、2月下旬に文教委員会に報告し、来年5月に教育委員会に諮り、規則改正を行う予定です。9月頃、保護者説明会を行う予定です。新しい通学区域の施行は、令和3年4月を予定しています。

また、通学区域を変更することにより、今まで特例措置を設けていました。小と中の学区域が違うという特例措置を設けていましたが、27年度4月からの特例措置を廃止し、新たな特例措置を設け、B、C、Dのお住まいのところについては、一定の配慮を行うということで、新たな特例措置を設ける内容です。

別紙が旧特例措置の内容です。参考資料1、2は、1が教育委員会の素案、懇談会や保護者説明会で説明をした資料です。資料2がこれまでの説明会の経過と、保護者説明会から頂いた質疑や意見、要望についてまとめています。資料としては以上です。

説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 先ほどの点検・評価の志々田先生のご指摘の中に、「学校づくりはまちづくり」という現教育ビジョンの背景となっている理念を今後更に体现化していくための課題としてのご指摘の中に、45ページ「学校づくりの取組がまちづくりへとよりスムーズに展開していくためには、小学校区、中学校区と、その他の地域区分との間に整合性があることが望ましいという点です。」ということが記載してございまして、今回の指定通学区域の変更につきましては、28回も懇談会を経て、また更に今回の整合性を図るためにしばらくは様子を見てからということになっていた。提案を含め、更に3回も懇談会を開き、資料を見ていますと、かなり細かく検討がなされたかなという印象が持てます。

時間はかかりますし、地域の方々にとっては場所によっても色々なご

意見はあるところだと思えますが、子どもたちの学びのために学区域に関しても貴重なきっかけになったのかなと思っています。

色々柔軟に考えていく部分が必要だと思えますが、子どもたちのために、地域の方のご意見を聴きながら進めていただけるのは大変ありがたいなと思っています。

よろしく願いいたします。

学務課長 ありがとうございます。

庶務課長 いかがでしょうか。

教育長 小中の整合性を図るということで、もう1つは実態を把握して直すということで、逆に言えば実態が小と中の連携の中で見通して、就学している児童・生徒が多いということを追認するという言い方もできるということですか。

学務課長 はい。

庶務課長 よろしいでしょうか。

それでは、報告事項第1番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和2年1月分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告します。

1月分の合計ですが、全体で17件です。

定例・新規の内訳は定例が15件、新規が2件となっています。

共催・後援の内訳は共催が5件、後援が12件です。

新規の2件については、生涯学習推進課受付分です。2ページをご覧ください。名義形態は後援です。団体名は、「art unit ai+」、事業名は「平家物語 第7回公演 ～語りと弦で聴く～」です。2件目の名義形態は後援です。団体名は「朗読劇『父と暮せば』公演実行委員会」、事業名は「朗読劇『父と暮せば』杉並公演」です。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項 3 番「平成31年度(令和元年度)学力等調査の結果について」、済美教育センター統括指導主事から説明いたします。

統括指導主事(古林) 私からは平成31年度(令和元年度)学力等調査の結果について、ご報告いたします。

まず、学力等調査の概要についてです。調査の目的ですが、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や、学習指導等の改善に役立てることです。対象や、調査内容等につきましては、資料に記載のとおりです。

全国学力学習状況調査の結果についてです。資料の 2 番をご覧ください。杉並区の平均正答率は全ての調査した教科において、全国の平均正答率、東京都の平均正答率を上回っていました。

次に、資料の裏面、3 番をご覧ください。こちらは東京都教育委員会が実施した児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果です。こちらも杉並区の平均正答率は全教科で東京都の平均正答率を上回っていました。

続きまして、これまで取組の成果と今後の課題についてご報告します。

まず成果についてですが、過去 5 年間の学力等調査の結果を分析し、成果につながったと考えられる要因を示しています。

1 点目は、小学校算数科についてです。全国学力・学習状況調査における過去 5 年分の結果において、活用に関する問題、思考力、判断力、表現力に関わる問題において、杉並区の平均正答率は全国の平均正答率よりも、8 から 13 ポイント程度高い状況を維持しています。

この背景には、今から 10 年以上前に杉並独自の算数教材を作成し、学校に活用を促してきたことや、問題解決的な学習に関わる研究、授業実践の積み重ねにより、杉並区全体の算数の授業改善が図られてきたことがあると、考えております。

2 点目は、中学校英語科についてです。児童・生徒の学力向上を図るための調査における過去 5 年分の結果において、杉並区の平均正答率は、東京都の平均正答率よりも 5 から 9 ポイント程度高い状況を維持しています。

この背景には、平成 20 年度にいち早く区内全小学校の全学年で、外国語活動を教育課程に位置付け、学習意欲の向上を目指してきたことです。

とか、適切な小中一貫教育により、中学校において小学校での成果を踏まえた学習を積み重ねることができていると考えられます。

最後に、今後の課題です。新学習指導要領に示されたこれからの時代に求められる資質・能力の育成に向け、小学校段階から問題解決的な学習への改善を一層推進し、児童・生徒の学力を向上させることが課題です。済美教育センターの授業を着実に進め、課題の改善に努めて参ります。ご報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

教育長 国語は文科省の調査も東京都の調査も、中学校は非常に高いのです。別に杉並だけが低いのではなく、東京都あるいは全国的に高いと見ることができるのですが、何か意味はあるのでしょうか。

統括指導主事(古林) 今回ご報告させていただいたのは、算数科と英語科を例に挙げていますが、国語科も同様に、杉並区独自の委員会を作りまして、その中で研究や事業実践を積み重ねてきたことは、高い学力を維持できている1つの要因ではないかと考えていますが、なかなかこれだというのは。

教育長 全般的にね。国も都も高いのですね。水準が低いのかもしれないけれども。低いよりはいいけど。

これは高いポイントを取れば良くて、低いポイントは良くないということに目が行きがちですが、どうしてそうなっているのかということと、その原因を明らかにすることによって、授業を改善していく、それが大きな目的ですから、杉並区は杉並区独自の調査では、得点の上がり下がりではなくて、段階で捉えて、5つの段階に分けて、どういう分布になっているのかというのを見ている。こういった結果もたかが0.3高いとか、1.2高いとかというそういうことが議論の対象になるというよりは、むしろ、国語のように全国的に高いということはどういうことなのか。あるいは逆に言えば、小学校の社会科は比較的高いけれども、中学に行くと、大幅に下がる。これは学力が落ちたのか、それとも中学が求められている学力を獲得していくための授業に十分になっていないのか。そんなことも考えていかなければいけないです。

杉並だけが低いわけじゃなくて、東京都も低いし。そうすると自ら課題を発見して、どうやってそれを解決すればいいかという方法について

深く考えて、話し合いを通したり、調査をしながら課題解決に向けて取り組んでいくという、課題解決学習。これが今、最も求められている学習対応の1つでもあるが、小学校の段階で、そういう形で身に付けてきた学習の手法が、中学において役に立たないのか、中学において求められるものが違うのか。小学校で培ってきた学力が、中学において延びていないとしたら、それはどこに原因があるのかということを経験的に見ていく必要があるかと思えます。

東京都よりも高いからといって、東京都も低いのだから、杉並が高くても自慢にはならないということです。

折井委員 そもそもになってしまうのですが、国語の数値がとても高いことは何を意味するのかということが分からなくなってしまう。英語の試験、客観試験だと、平均点は何人になるかということで、膨大なデータを基に同じ点数になるようになっているのです。文法もほぼ似たような感じになるように作っています。今回の場合には、国語、数学、英語とありますが、これは教科ごとに、ここが平均になるでしょうというものがそもそも違うのですか。

それともたまたまやさしい問題になっちゃったのですか。それとも国語に関しては7割を過ぎたところくらいを、作問をした人は目指してというか。そこはできていないといけないはずなので。すいません、質問にもなっていないくて、分かりませんという意見にしかならないのですが。これはどういうことなのでしょう。

統括指導主事(古林) 全国学力調査ですとか、東京都に、教科ごと、横に比較した問題について何か記述があるわけではないので、こちらははっきりとこうですという答えはできないのですが、ただ過去の記録を遡っていても、やはり国語は常に平均正答率は70ポイントを超えるような結果が出てきておりますので、問題の作りとして、その辺りに照準を置いて作っているのではないかと考えられます。

折井委員 そういうことなのですね。ということは、必ずしも、今伺うところによると、国語科78%で来ているとか、70%強というのは、数学の正答率が低いから数学の能力は単純に比較できないのかということですが、低いということでもないということですか。

統括指導主事(古林) はい。

折井委員 ただ、不思議ですね。普通はテストのテストニングの専門家か

らすると、教科によってこんなに正答率の目指すポイントを変えてくるというのは、試験として少し不思議というか、現場の利用、特に小学校だと全教科でどこに力を入れましょうかということ、もしくはここが足りていないということ、見定めたいところ、そこを生かしたいと、学校側は。区側としてもあると思いますが、その点ではこの平均点のばらつきがだいぶあるというのは、少しややこしいです。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項4番「平成31年度(令和元年度)体力等調査の結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事(東口) 私からは、平成31年度(令和元年度)体力等調査の結果について、ご報告します。

本調査は、児童・生徒の体力・運動能力、及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析する東京都教育委員会による調査です。

調査の目的、調査対象、内容、実施時期は、以下の表、1番の資料にあるとおりです。

次に調査結果の概要について、ご説明いたします。

(1)では、体力の合計点の比較として、男女別に各学年の体力合計点、平均値を東京都と比較して示しております。杉並区の小中学生男子、女子の体力合計点、平均値は、全体としては東京都の数値とほぼ同値として捉えることができます。

続いて、(2)体力合計点の推移については、平成23年度から令和元年度までの体力合計点の推移を示しています。過去8年間、大きな変化は見られませんでした。

考察及び今後の取組についてです。この体力調査の結果から見ると、本区の児童・生徒の体力は過去8年間に渡り、大きな変化は見られませんでした。これまでの学校体育の取組が一定程度の役割を果たしているものと考えております。

総合的な体力で見ると、社会の変化に伴う、新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘がある中で、全ての教育活動を通して、生涯に渡って、健康保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現する基礎基盤を家庭や、地域と連携して充実させていく必要がございます。

今後も児童・生徒自らが自己の体力や、健康上の課題解決に向けて、運動習慣や生活習慣の改善を図る実践的な態度を育成するために、養護教諭や、栄養士、外部人材の専門性を取組に生かすとともに、保護者と連携した食育、健康教育を更に充実させ、総合的な体力の向上を図ってまいりたいと思います。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 一時、子どもたちの体力が危ないということが社会的に言われる時代になりましたが、そういった意味では、下げ止まりというか、もう少し上に上向いてきているような平均値なのか。その辺りをご説明いただけるとありがたいです。

統括指導主事(東口) ここ10年くらいの変化を見る中では、変化が見られませんでした。これを下げ止まりとして見ていくのか、底辺の限界値と見るのか、これが維持してやっとのところなのかということ进行分析する資料がございません。

これが20年前、30年前の子どもたちの体力の平均と比べれば、かなり下がっているというのは事実です。

バリアフリー化や、ユニバーサルデザインなど、そういったものがこの10年間ではほぼ定着してきており、変わらない状況下の中での子どもの体力ですので、それ以前の子どもと比べたり、様々な分析をしていく必要があるのかなと考えています。

伊井委員 体力だけでなく、健康への概念とか、一生元気で暮らしていくことへの生活習慣への意識とか、そういったものは教科書を選定する時など、保健の教科書、体育の教科書、色んな教科書を拝見していても、すごく意識を維持できるように、しかも意識を高く考えていけるような内容のものになっている。

その一方で、スマホ老眼とかが叫ばれたり、デジタル化による子どもたちへの影響とかもあると思うのです。その辺りを数値がこのままだからということではなく、学校や我々大人の中でも考えていくような体制が必要なのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

對馬委員 ここ10年くらいは、社会情勢もそんなに変わらなくてというお話でした。先日、北関東へ仕事で行ったら、むしろ子どもがいない。統

廃合とかで、スクールバスなんかで通ってきたりするから、放課後遊ぶ友達もいない、外でも遊ばない。基本的に移動は親も子も車、1人1台車を持っているから。むしろ東京の子よりも運動しないのだという話を聞いて、そうなのかと思ったのですが、それに比べればまだまだこの辺の子どもたちは、町の中を走っているのかなと思ったりもします。

もう1つ、WHOの健康の指針というのは、運動と栄養と睡眠だったと思うのですが、その睡眠の部分で、もしかすると勉強をたくさんしたり、ゲームとかテレビとか色んな影響があって、その部分が少しずつ変わってきているのかもしれないなという気はしますが、それをこの体力等調査の結果には良い意味で反映されてきていないのかなと、これを見て感じました。質問というか、感想です。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項5番「『令和元年度杉並区立図書館運営状況報告書』について」、中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 私からは、「令和元年度杉並区立図書館運営状況報告書」について、ご報告いたします。

本報告については、毎年、前年との比較等を行いまして、報告をしてまいりました。今年度からは各年度の運営状況評価に加え、杉並区立図書館サービス基本方針に基づき設定された10項目の評価項目のうち、3項目を重点項目と定め、サービス基本方針策定後の評価を行いました。

この1枚目のペーパーの1番下に表がありますが、太字になっている3項目が今年度、特に重点項目として評価したものです。

この運営状況報告の実施概要ですが、目的につきましては、記載のとおりです。

また、対象につきましては、杉並区立図書館13館の平成30年度の事業を単年度で評価したものと、それから重点項目について評価したものの2つに分かれております。

米印のところですが、重点項目につきましては、令和4年度にサービス基本方針の見直しを予定していることから、今年度から3年をかけまして、サービス基本方針に基づき設定された10項目の評価項目のうち、毎年3から4項目を重点項目として取り上げ、サービス基本方針策定後の評価を実施することとし、次期サービス基本方針の策定に活用するこ

とを目指してまいります。

裏面ですが、実施方法、平成30年度の評価です。このサービス基本方針を踏まえ、平成30年度の図書館の取組状況につきまして、各館の自己評価、実績数値及び利用者満足度調査等に基づき、評価対象年度の総括的評価、及び評価項目10項目の評価を行いました。

また、重点項目の評価については、この3項目につき、サービス基本方針策定後の主な成果と課題と今後の取組の方向性という視点より、サービス基本方針策定後の評価を実施しております。

図書館協議会の意見ですが、図書館協議会規則の第2条に基づき、杉並区立図書館協議会が、中央図書館が作成した運営状況報告書の内容を評価し、意見を付しました。こちらについては、報告書の13ページから14ページに記載がございます。

評価の内容ですが、その報告書のとおりですが、後ほど主なポイントについて若干触れさせていただきます。

図書館協議会の意見についてですがこの意見のうち、評価方法等につきましては、図書館長会等で検討した上、来年度の評価に生かせるよう3月末までに評価方法の方針を固めることとします。

また、重点項目に関する意見については、中央図書館内に検討部会を立ち上げ、今回行った評価と併せ、次期サービス基本方針策定に向けて、検討を行って参ります。

今後のスケジュールですが、令和2年2月に区議会文教委員会へ報告し、そののちに区の公式ホームページ等により公表いたします。

次に主なポイントをご覧いただきたいと思えます。まず、運営状況評価の実施についてということで、1ページに書いておりますが、記載の3つの視点と取組の方向を踏まえ、これまで図書館サービスの提供に努めてきましたが、中央図書館の大規模改修や、業務委託館3館の指定管理者制度への移行、永福図書館の移転改築など、区立図書館を巡る情勢の変化や、令和4年度のサービス基本方針の見直しに併せ、平成30年度の評価を行うだけではなく、その評価項目の10項目のうち、3年をかけて3から4項目を振り返りの評価を実施することといたしました。

従来の評価では、図書館協議会が、中央図書館が行うべき細かな点についても関与しておりましたが、今回からは中央図書館自らが点検・評価した運営状況報告書の内容について、図書館協議会が意見を付す形に

変更しました。

大きな2番ですが、平成30年度の評価として、対象は記載の13館です。平成30年度の取組状況については、各館の評価表と実勢数値、利用者満足度調査等に基づき、中央図書館が区立図書館全体について評価対象年度の総括的評価と、評価項目10項目についての評価を行いました。

まず蔵書の状況については、全館の蔵書冊数が、約216万冊です。人口が増え、利用者登録者数も増加していますが、年間の貸出冊数は区民1人あたり7.65冊ということで、保っております。財政状況が厳しい中でも選書や分担収集により、質の高い蔵書構築を進めていく必要があるとしています。

図書館活動の実績ではデータベースの利用回数が、閲覧館の拡大等により、1,007回増となっておりまして、今後印刷サービスや利用講座の開催等の利便性の向上と、利用啓発に努めていきたいと思っております。

また、経費(コスト)については、利用者1人当たりの経費が610.5円と低下しておりますが、これについては入館者数がサービス基本方針を定めた平成25年以降、最高の283万5,617人になったことも寄与しています。

利用者満足度調査に基づいた評価については、職員の対応や、書架・資料の状態も、前年に引き続き高い満足度の評価となっております。ほかの項目も昨年と同じ傾向を示しています。

平成30年度は翌年に大規模改修を控えた中央図書館の基本実施設計や、住民説明会の実施、休館に伴う仮設事務所や荻窪臨時図書窓口の開設準備、並びに永福図書館移転改築のための実施設計や住民説明会の実施など、本来業務に加え、次年度に備えるための1年となりましたけれども、閉館を伴う施設改修工事などもなく、おおむね順調な運営が行われたものと評価しました。

次に重点項目の評価ですが、今回は先ほどの3項目を評価いたしました。

まず、資料の充実ですが、このサービス基本方針を策定した平成24年度の239万冊から、平成30年度末の216万冊に減少しました。一方で資料費が削減されたことにより、購入冊数も年々減少しているため、区立図書館として資料費の確保に努めるとともに、開架部分の蔵書の新鮮度を維持できるように今後も進めて参ります。

次にボランティアとの協働ですが、障害者サービスや、児童サービス

などに関わるボランティアをはじめ、多様なボランティアとの協働を進めています。連携強化のために情報交換会を開催したり、ボランティアからの意見を事業内容に生かしたりしています。しかし、活動内容は館によって違いがありますので、情報交換の場を作り、課題の整理や人材活用策などを話し合っ、新たな方向性を検討していくことが課題です。

次に、他機関との連携ですが、学校や近隣施設、大学図書館などとの連携を進めています。今まで連携が少なかった成人や高齢者を対象とした関係機関への働きかけなどを積極的に行い、全世代にわたるサービスの充実をしていくことが課題です。

最後に今後の取組の方向性ですが、これまでは区立図書館を巡る基本的な条件に大きな変化がない時代が長く続いてきましたが、そういう中で前年度の実績等を評価・分析して改善につなげてきました。今後は運営形態や、図書館の物理的条件、事業者変更の可能性まで踏まえ、従来どおりの前年実績等を評価する手法では、適切な対応ができないということで、新たな評価手法が求められているものと認識しています。

平成24年度末に策定したサービス基本方針の見直しに際し、今日までの状況を改めて評価・分析するとともに、新たなビジョンを描いていかなければならないと考えています。

今回の図書館評価から、評価手法を変更しましたが、評価の適切なあり方については、引き続き調査・研究を進め、今後の改善へとつなげて参りたいと考えております。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 先ほど、文化財のところでもありましたが、段々デジタル化というのが進んでくると思います。10年後の図書館像というのを近い将来新たに作らなければいけないというお話でしたが、阿佐ヶ谷図書館のところに子供へのデジタル絵本の貸し出しについて書かれていて私もそこで体験したのですが、カウンターの人が「これはね」みたいな話をされていたのですが、その辺は図書館の全体としては、方向性として、デジタル化、デジタル書籍とか含めて、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

中央図書館次長 委員からご指摘になりましたような、デジタル化等も含めて、色々な、例えばICタグのことだとか、電子資料ですとか、色々な世の中の動きに合わせて図書館も変わっていかねばいけないということがあると思っています。その中で、予算との兼ね合いもありますので、全てを直ちに取り上げるというのは難しいと考えています。現在、区の実行計画の中に、取り上げているようなものを確実に実行していくとともに、コスト的な面や、運用の仕方等につきましても、先行事例等も研究しまして、次の計画などの反映していくように研究を進めていく時期かなと思っています。

對馬委員 ICタグは、前の、昨年度か一昨年かに高いからやめたっていう話を伺ったのですが、最近他所の地区に行くと大抵ICチップで置けばまとめて貸し出しできるようなものが多いので、杉並はとても高いと聞いた気がするのですが、他所は結構入っているのだなと感じていることがあります。全体の計画の中に入れていくものだと思いますが、方向性としてはそういうふうに行くのかなと。デジタル図書というのも含めて、課題になってくるのかなと感じています。

中央図書館次長 ICタグ等については、確かにそういったコスト的な面が問題になっていますが、昨今、タグそのものがかなりコストダウンされてきているというのがありますので、そういった情報も改めて勉強して、次に備えたいと考えています。

教育長 レファレンスの各館による原価とか、前年度よりも半分に減っている阿佐ヶ谷図書館とか、高井戸図書館とかを見ると。これは何か原因はあるのですか。

中央図書館次長 レファレンスにつきましては、その館によってのカウンターの仕方というのがばらばらなところがあり、それについて、中央図書館としてこういう方針でやってほしいというような方針を改めて出しまして、その取組の初年度だったので、少し混乱しているところがあります。改めてきちんと取れるようにしていきたいと思います。

教育長 分かりました。

對馬委員 学校との連携の中のブックトーク等というのが、ゼロってところが結構あるのが気になります。小中を合わせると9学年あって、それぞれの図書館で何校か気になるところで、学校の方も働きかけるべきだと思いますし、図書館からも働きかければ、ゼロっていうことはな

いと思いますが、学校も図書館に来てもらえれば、学校にない所蔵や本を紹介してもらうことができるので、ここがゼロってというのは、どちらがどうだったのだろうという気がします。

中央図書館次長 委員ご指摘のような点が、もしかしたらあるのかもしれませんが、もう一度実態をよくつかんでみたいと思います。

こちらの区立図書館と、学校の司書との間で学校司書連絡会というものも立ち上げまして、従来は全ての図書館が関わっていなかったのですが、今は全ての図書館が関わるようになってきましたので、その辺で連絡・連携を密にし、やれることは今後ともやっていきたいと思っています。

教育長 今後の取組の方向性の中で触れているのですが、「従来通り前年実績等を評価する方法では適切な対応ができないため、新たな評価方法が求められている」って、私も全くそのとおりだと思うのです。

連続的な変化があるものだという前提があるから、前年度と比較するのです。昨年があるから、一昨年があるから、だから一昨年から昨年、昨年から今年というように前提として事態が連続しているという理解がある。これは間違っている。だから新たな評価方法が求められるというように自ら考えているのだと思うのだけど。

今まさに社会の変化というのは、連続的に変化している時代から、断絶的、つまり、今までとは全く違う要素が社会に出てくる。図書館だって同じ。全部、社会システム全体が連続的に変化していくという大前提の前で、理解できなくなっていくということを考えれば、図書館評価についても、もし気付いているのであれば、そういうところに踏み込んでいくという努力は必要かと思います。

何が変わったのだろうかというのは、前年度と比較するところから見えてくるきっかけはそうであっても、決して前年度と同じ土俵の上で分析して、何か道が見えてくるものばかりとは限らない。そういう意味では良いところに気が付けたなと思いますが、大変苦勞するとは思いますが、是非やっていただきたいと思います。

これは図書館だけでなく、全ての部局に言えることであるし、学校の評価についても、ありとあらゆるところにおいて、連続的に変化をしていくということを前提にして、評価をしていくというのはあまり意味がない。そういう意味では良いところに気が付けたなと思います。

中央図書館次長 まさに、教育長ご指摘のとおり、昨年度までは前年度との0.5%上がったとか、下がったとかというところばかりに目が行っていたということがありますが、もう少し中長期的視点に立つ。サービス基本方針を平成24年度末に作りましたが、そこから10年近くたって、その間にできていることと、できていないこと、できていることについてはある程度一休みをして、できていないところにもっと注力すべきではないか。あるいはその間の時代の変化で新たな課題が出てきているのではないか。こういったところを改めて検討し、次のサービス基本方針に反映させていくことが今求められているという認識で今後取り組んでいきたいと思います。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会の開催日程についてですが、2月12日(水)から区議会第1回定例会が始まるため、教育委員会の開催日につきましては、現在調整中でございます。

決まり次第、皆様にお知らせするとともに、ホームページにも掲載させていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1議案第12号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程します。

それでは、ご説明いたします。

お配りしてございます、議案第12号の「議案説明資料」をご覧ください。

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる

る「給特法」の一部が改正されまして、文部科学大臣が「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」を策定及び公表することとされたところでございます。

このたび、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保のために講ずべき措置に関する指針」が策定されまして、服務監督権者である教育委員会は、「超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間」につきまして、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理等を行うこととされました。

このことに伴いまして、業務量の適切な管理等に関する事項を定める必要があるため、この条例を改正するものでございます。

なお、関連する2件の条例につきまして、条建てで改正することとしてございます。

それでは、改正の概要につきまして、ご説明いたします。

第1条は、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正でございます。

職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置につきましては、文部科学大臣が策定した指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする、と規定するものでございます。

第2条は、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正でございます。幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、この条例の「実施の時期」でございますが、令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第12号につきましては、原案の

とおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので議案第12号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第3議案第14号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」を上程します。

教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私からは、杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について、ご説明いたします。

初めに、杉並区幼稚園教育職員の退職です。幼稚園教育職員につきましては、定年退職者が1名、普通退職者が1名、合計2名です。

次に、杉並区幼稚園教育職員の採用です。杉並区幼稚園教育職員については、再任用1名、新規採用7名、合計8名の採用を予定しています。

最後に杉並区学校教育職員の退職です。学校教育職員については、普通退職者3名です。それぞれ任命は、令和2年4月1日付け、退職は令和2年3月31日付けです。

議案提出の根拠はいずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の職員の任免等に関する規定によるものです。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 杉並区学校教育職員3名退職ということで、来年度の教員が何名くらいで、その人たちをどういうふうに配置する予定があるかなど教えていただけますか。

教育人事企画課長 今年度の頭で72名ですので、3名退職ということは、69名になる予定です。実施している30人程度学級というのは、学級数がまだ全然確定しないのですが、だいたい例年50人くらい、50数人くらい、30人程度学級での配置で小学校に行きます。

それ以外に中学校への適正選考を受けて中学校に行っている者が3名おりますし、小学校の特別支援教室の巡回校に巡回指導員としている者、固定学級にいる者、様々併せて現在72名配置しています。次年度も30人程度学級、50名ちょっとというのは崩せないところですので、それ以外

については、巡回指導員など配置している者を除き、基本的には特色ある学校の教育活動。例えば英語や理科など、そういったものへの配置でこれまでも進めてきましたので、来年もそれで進めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第14号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第14号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。